

報告第20号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 件名及び契約名 | 平成30年第1回杉並区議会定例会において議案第19号により議決を得た「杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金950,400,000円
変更後の契約金額 金957,549,600円
契約金額の増額 金7,149,600円 |
| 3 変更理由 | 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。 |
| 4 専決処分年月日 | 平成30年10月22日 |